

○内閣府告示第四百七号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年八月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに對応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業及び保育するための基本的な指針	業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業及び保育するための基本的な指針

内閣總理大臣 安倍晋三

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び「向上」を図るために、第三者による評価等を通じて運営改善を図る。市町村・都道府県及び国がこのために必要な支援を行う。

国は、仕事・子育て両立支援事業について、二に掲げる子どもの育てに関する理念及び三に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、保育の質を確保しつつ、多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもとの利便性に配慮する。

[第二段落・第三段落 略]

同上

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び基地県子ども支援事業の実施に関する事業計画(市町村子ども支援事業)を定め、計画を立てて、以下同じ)の記載事項等を定め、計画を立てて、教育・保育及び基地県子ども支援事業を提供する体制の整備その他の法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようになること等を目的とするものである。

第一 教育・保育を提供する体制の確保及び
第二 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び
地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

保育の質を確保するため、小規模保育

教育・保育施設等における事故防止に
おいては、子どもが安全・安心で健
やかに育つことが重要であり、子ども
の死亡事故などの重大事故は本来あ
つてはならないにもかかわらず、毎年発
生している。このため、教育・保育施
設等及び地方公共団体は、事故防止、
事故発生時の対応、再発防止に係る取
組を進めるとともに、国においても大
事故の発生や再発防止の取組を進め
ていく。

国と地方公共団体との連携及び協力による事故防止の実情を、國及び地方公共団体は、相互に連携適切及び地元子ども・子育て支援事業給付金を設けた。これはなかなか円滑に行われるよう事業に取り組む。このため、國及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協力を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。

国は、仕事・子育て両立支援事業の実施を図るために、地方公共団体への事業の内容や実施状況などの情報提供などをを行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようになるなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図ることから、地域の実情に応じ、事業所内外保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。

4 国と地方公共団体との連携及び協働 〔1～3 略〕

〔同上〕
国と地方公共団体との連携及び協同公団及び地方公共団体は、相互に支援を実施する。子育て支援事業を通じて、地域の子育て支援を実施する。子育て支援事業を通じて、地域の子育て支援を実施する。
〔上記段落を加える〕

〔5を加える〕

国と地方公共団体との連携及び協同がなされることは、相互に有益である。子育て支援事業を通じて地域社会の活性化が図られることが、子育て支援事業の実現に繋がる。また、子育て支援事業は、子育て支援事業を通じて地域社会の活性化が図られることが、子育て支援事業の実現に繋がる。

5を加える

備考 表中「」の記載は注記である